

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例第 24 条の規定に基づく  
地域活性化プラン策定要領

第 1 目的

この要領は、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（以下「条例」という。）第 24 条の規定に基づき、県が農村地域団体による農業及び農村の資源を有効に活用して行う取組に対する支援を進めるにあたり、条例の基本理念に即して農村地域団体が自ら掲げた目標を達成するために策定する計画を「地域活性化プラン」として位置づけるとともに、支援の対象となる農村地域団体とその具体的な取り組みを明確化し情報共有を図るため、地域活性化プランの策定等に関する必要な事項を定める。

第 2 地域活性化プランの策定

1 地域活性化プランの策定の促進

地域活性化プランは、農村地域団体が、自ら地域の農業及び農村の資源を有効に活用し、農村地域団体の掲げた目標を達成するための計画であり、県は、地域の特性を踏まえて、地域内の農業者等の合意形成、農業者等の自主性と創意工夫の十分な発現に努め、その計画策定及び当該計画に基づく活動を促進するとともに必要な措置を講ずるものとする。

2 農村地域団体の確認

地域活性化プランを策定しようとする団体から、条例第 24 条第 1 項第 3 号「知事が適当と認めた団体」に該当するかどうかの照会（別紙様式第 1 号）があったときは、原則として関係市町に意見照会（別紙様式第 2 号）し、地域活性化プラン策定主体として適当であるかどうか適正な判断を行った上で回答（別紙様式第 3 号）するものとする。

3 地域活性化プランの提出

農村地域団体は、策定した地域活性化プラン（別紙様式第 4 号）を、三重県知事に提出するものとする。

4 地域活性化プランに掲げる事項

農村地域団体が作成する地域活性化プランは、次に掲げる事項を記載するものとする。

- ( 1 ) 地域の名称（プランの名称）
- ( 2 ) 地域活性化プランの区域

( 3 ) 地域活性化プランの目標

( 4 ) 目標達成のために行う事業等に関する事項

ア 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保に関する事項

イ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立に関する事項

ウ 地域の特性を生かした農村の振興に関する事項

エ 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出に関する事項

( 5 ) 計画期間

( 6 ) その他地域活性化プランの実施に関し必要と認める事項

## 5 地域活性化プランの確認等

( 1 ) 農村地域団体が策定した地域活性化プランの提出を受けたときは、その内容を確認し、原則として別紙様式第 5 号により関係する市町に意見を求め、適当と認めた場合は、別紙様式第 6 号で当該農村地域団体に通知する。

( 2 ) 農村地域団体が策定する地域活性化プランは、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。

ア 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画に定める方針及び目標に適合するもの

イ 各市町が掲げる総合計画等農業及び農村の活性化の振興方向に適合するもの

ウ 当該地域活性化プランが、当該地域における農業及び農村の活性化に相当程度寄与するもの

エ 当該地域活性化プランの取組が円滑かつ確実に実施される見込みであるもの

( 3 ) 農村地域団体が策定する地域活性化プランを変更しようとする場合は、別紙様式第 7 号により策定の場合に準じた手続きを行うものとする。

( 4 ) 前記( 1 )による地域活性化プランの確認を受けた農村地域団体であって、当該計画の計画期間終了後もこれに基づく活動を継続するときは、県は、その意向を確認し、別紙様式第 8 号で関係市町に通知することにより、地域活性化プランの策定・変更の手続きを経ることなく、当該計画に基づく活動が継続しているものとみなすことができる。

## 6 農村地域団体への支援

県は、農村地域団体の自主的かつ自立的に行う地域活性化活動を促進し、地域活性化プランの策定及びそれに基づく活動に必要な次の措置を講ずるものとする。

( 1 ) 専門的知識を有する人材の技術的援助

( 2 ) 地域活性化活動に関する情報の提供、指導及び助言

( 3 ) その他地域活性化活動に必要な事項

### 第3 附則

この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 6 月 3 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

#### 地域活性化プランに関する問合せ先

問合せ先	電話番号
三重県 農林水産部 担い手支援課	059-224-2016

地域機関の窓口	電話番号
桑名農政事務所 農政室 地域農政課	0594-24-7421
四日市農林事務所 農政室 地域農政課	059-352-0629
津農林水産事務所 農政室 地域農政課	059-223-5102
松阪農林事務所 農政室 地域農政課	0598-50-0515
伊勢農林水産事務所 農政室 地域農政課	0596-27-5164
伊賀農林事務所 農政室 地域農政課	0595-24-8108
尾鷲農林水産事務所 農政・農業基盤室 地域農政課	0597-23-3498
熊野農林事務所 農政室 地域農政課	0597-89-6122